

2015年4月27日
一般社団法人日本損害保険協会

「美術品補償制度」について

美術品補償制度の創設から約4年が経過しましたが、当該制度に関しまして、損害保険業界としての観点から、以下のコメントを述べさせていただきます。

1. 制度の対象拡大について

- ・ 現行制度においては、50億円までの損害は展覧会主催者が負担することとされていますが、総評価額50億円規模であれば、民間保険会社での引受は十分可能な範囲であることから、対象範囲を拡げる（国家補償部分を拡げる）場合には、損害保険業界との役割分担を踏まえた慎重な議論が必要であると考えます。
- ・ 現状でも適用除外作品やレンダー要請など民間保険の手配がなされる場合があること、また、事故発生の際には民間保険との連動は避けられないことなどからも、役割分担を踏まえた検討が必要であると考えます。
- ・ また、対象美術展の範囲拡大検討を進める上では、民間保険会社との役割分担だけでなく今後の損保業界の従前どおりの引受体制維持の観点からも、現在の総評価額50億円と比較し、極端な制度改定とならないよう留意願いたいと考えます。

2. 制度による目的・意義について

- ・ 2008年当時では、欧州での美術品評価額高騰や東京地域の美術館新設などの影響により、地震危険を中心に再保険キャパシティ確保が困難な場合もあり、民間保険会社の引受対応力に制限が生じたケースもあったことから、当該制度の活用により、民間保険での再保険キャパシティを補完する面もあったものと考えます。即ち総評価額が巨額となる場合には、国家補償制度が民間保険会社にとっても補完関係があるものと考えます。
- ・ 一方、巨額とならない美術展においては、民間保険会社でも取り扱いは可能であることから、主催者側が補償制度と民間保険を比較して保険手配を検討する状況は本来回避されるべきと考えます。また、国家補償制度が海外から作品を借りて開催される全ての国内美術展に適用されない中で、無料で補償が提供される本制度の適用には慎重な適用審査が必要であるとも考えます。

3. その他

- ・ 制度開始以降、美術品の損害は発生しておりませんが、民間保険会社の役割として想定される損害発生時の損害査定業務などの業務要領については、早期に策定されるようお願いいたします。

以上